

2 市の業務に不備がなかった事例

(1) 生活再建支援金の支給（要約）

苦情申立ての趣旨

熊本地震で自宅が損壊し、平成28年6月に半壊認定でり災証明書の交付を受けた。認定は半壊だったが、今後住み続けることはできないと判断したため、自宅は解体して敷地を売却することにした。しかし、買主が自宅はそのままにしておいて良いというので、自宅ごと敷地を売却することにして、同月に売買契約を締結した。なお、自宅は損壊して使えない状態であり、もともと解体するつもりであったため、自宅に値段はつけていない。

ところが、平成29年2月、半壊の住居を解体した場合には100万円の生活再建支援金（以下「支援金」という。）が交付されることを知った。私は、り災証明書の交付を受けた際、義援金や見舞金については説明を受けたが、支援金については一切説明を受けなかった。り災証明書と一緒に支援制度等の書類も受け取りはしたが、重要な書面であるという説明がなかったので読まなかった。

支援金のことを知っていれば、当然、土地を売却する前に自宅を解体し、支援金の支給を受けていたはずである。市は、支援金のような制度があるのなら、少なくともり災証明書交付の際に説明すべきだったのではないか。

市が、支援金についてきちんと周知していないことに納得できない。私が支援金の支給を受ける機会を逸した責任は市にあるから、市は、責任をとって支援金相当額を支給してほしい。

市からの回答

支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の早期再建を図るため、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）に基づいて給付されるものです。り災証明書におけるり災区分が「半壊」の場合には、当該住宅をやむを得ない事由によって解体したことが支援金支給の要件となります。

なお、支援金についての説明や申請受付は市において行っておりますが、審査及び支給は、県から委託を受けた被災者生活再建支援法人が行うため、支援金の支給に関して市に裁量の余地はありません。

市においては、平成28年5月17日に総合相談窓口を開設し、災害見舞金や災害義援金などと併せて支援金についても説明を行っております。その具体的な内容は以下のとおりです。

被災者が利用可能な支援制度はそのり災区分ごとに異なるため、市では、り災区分ごとに対象となり得る支援制度をまとめた案内書を作成し総合相談窓口で配布しています。たとえば、「半壊」の被害を受けた方の場合、災害見舞金、災害障害見舞金、

支援金、災害援護資金の貸付け、災害義援金、被災住宅の応急修理及び被災した家屋の解体・撤去といった制度の対象となり得ることから、それらの制度についての説明を一つの案内書にまとめています。また、「半壊」の案内書は黄色い表紙、「全壊」の案内書は赤い表紙というようにり災区分ごとに色分けを行い、案内に間違いがないように配慮しているところです。

実際に説明を行うに当たっては、申請者のり災区分を確認した上で、り災区分に応じた案内書を本人に渡し、案内書を確認していただきながら、記載された順番に従って説明を行います。たとえば、「半壊」の案内書には先に述べた順番で支援制度が記載されているので、災害見舞金、災害障害見舞金、支援金という順番で説明を行います。

り災区分が「半壊」とされた申請者に対して支援金について説明するに当たっては、まず、住宅を解体する予定があるか否かを確認します。その上で、解体の予定がないという場合には、「やむを得ない事由により解体をした世帯」に該当しないので対象外となる旨説明します。他方、解体の予定があるという場合には、解体後に閉鎖事項証明書又は解体撤去の確認通知等を持って窓口に来ていただくように案内することになります。

なお、説明の際に交付する案内書は、説明後にお持ち帰りいただいております。いつでも、案内書をご覧いただくことで利用可能な支援制度を確認することができます。

申立人は、「り災証明書の交付を受けた際、支援金については一切説明を受けなかった」、「私が支援金の支給を受ける機会を逸した責任は市にある」旨主張されていますが、先に述べたとおり、市が設置した総合相談窓口においては、り災区分が半壊とされた方に対しても支援金について説明を行うこととしておりました。加えて、総合相談窓口においては、先に述べたとおりり災区分に応じた案内書を渡し、案内書に記載された順番に従って説明を行うため、申立人に対してのみ説明漏れが生じたということも考えられません。特に、案内書にそって説明する過程では、り災区分が半壊の場合に対象となる被災家屋の公費解体制度についても説明することになっており、半壊の場合には解体後に支援金の申請が可能となることから、公費解体制度についての説明の段階でも重ねて支援金の制度について言及することにしております。

したがって、市としては、申立人がり災証明書の交付を受けられ、義援金等の説明を受けられた際、支援金についても適切に説明を行ったものと考えております。

なお、り災区分が「半壊」の場合には、「やむを得ない事由により解体をした」ことが支援金の支給要件となるものであり、ご自宅を解体されなかった申立人が支援金の支給対象とならないことについては、先に述べたとおり審査・支給を委託されている被災者生活再建支援法人に確認済みであり、その判断を市が変更することはできませんので、ご理解いただきたいと存じます。

オンブズマンの判断

法第3条第1項は「被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行うものとする。」と規定しており、支援金は、被災世帯の世帯主が申請をし、支給する旨の決定があって初めて支給されるものです。

支援金の対象となる被災世帯とは、法第2条第2号によると、①自然災害により居住する住宅が全壊した世帯、②自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」と定義されています。

以上のとおり、半壊認定の住宅で支援金が支給されるのは、「当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」です。実際に解体されることが必要であり、その予定があったとしても、解体し、又は解体されなかった場合には対象となりません。解体されない以上、半壊を全壊と同様に取り扱うことはできないからです。申請に際しては、解体したことを証明する資料として当該住宅の「滅失登記簿謄本」（閉鎖事項証明書）等の提出が必要になります。

申立人は、熊本地震で自宅が損壊し、半壊のり災証明書を得たが、自宅ごと敷地を売却したということです。申立人は、住宅を解体していませんので、支援金の給付対象者とは認められません。市が申立人の支援金申請に応じないことは止やむを得ないところであり、不備はありません。

申立人は、「土地を売却した際、支援金のことを知っていれば、売却前に自宅を解体し、支援金の支給を受けていたはずである。」旨主張します。しかしながら、実際には解体していませんので、法律で定める支援金の支給を受ける要件がありません。要件がないのに支援金を支給することは違法であり、市職員は法律違反の行為をすることはできません。なお、オンブズマンの調査によれば、申立人から当該住宅を購入した買主は、その後、住宅を解体せず、損壊箇所を修理して、現在も使用していることが認められますので、当該住居が、解体を余儀なくする「やむを得ない事情」があったかどうか疑問の余地があります。

申立人は、「り災証明書の交付を受けた際、義援金や見舞金については説明を受けたが、支援金については一切説明を受けなかった。」旨主張します。これに対し、市は、「災害見舞金や災害義援金などと併せて支援金についても説明を行っています。」旨主張します。

熊本地震による被災者に対する市の総合相談窓口における説明内容については「市からの回答」に詳しく記載されています。申立人は平成28年6月に自宅について「半壊」の認定でり災証明書の交付を受け、災害見舞金及び災害義援金を申請しました。

市が、半壊認定の被災者に説明を行うに当たっては、黄色表紙の「半壊の場合」と

題する案内書を渡し、記載されている順に、①災害見舞金、②災害障害見舞金、③支援金などについて説明し、説明後は案内書を持ち帰ってもらっているということです。市は、誰に対しても同じ説明を行っており、申立人に対してだけ支援金についての説明を省略したということは考えられませんから、同じように説明が行われたと推認するのが相当であると考えます。

また、市の総合相談窓口においては、半壊の場合は、案内書の順番に従って、「被災した家屋等の解体・撤去」についても説明するということであり、被災者が解体予定であれば、解体後の支援金申請が可能になることから、この説明の段階でも支援金制度に言及しているということです。そうすると、解体の予定がある被災者に対しては、少なくとも2回は支援金について言及がなされていることになります。

市は、説明後に、被災者に対して支援金制度について記載した案内書を渡しています。それを読めば、支援金制度の概要、対象となる要件、支給額、申請に必要な書類、問合せ先などがわかるようになっています。申立人は「支援制度等の書類も受け取りはした」旨述べており、案内書を受け取ったものと推認されますが、「読まなかった」ということのようにです。案内書は、容易に読むことができるものであり、申立人が読まなかったとしても、それは市の責任とは言えないものと考えます。

(2) 農地基盤整備事業等に伴う土地問題（要約）

苦情申立ての趣旨

市と合併する前のA町で昭和47年頃に開始された国の農地の基盤整備事業（以下「本件整備事業」という。）に伴うB地区の工事の際、県やA町役場の担当者から依頼され、B地区にある私が換地を受けた土地（以下「本件土地」という。）の一面（以下「a部分」という。）を作業用道路として無償で貸与した。「工事が終了したら、すぐに余剰土を撤去して元のとおりにして返す。」との約束だったが、その後、C川の河川改修事業（以下「本件改修事業」という。）時も継続してa部分を占拠されてしまった。

平成6年頃にB地区の工事などが終わったのに、a部分は盛り土のままで返してもらえなかったので、A町へ毎年要望書を提出してa部分の返還を求めてきたが、約束を守ってもらえなかった。

A町が市と合併してからは市に伝えたが、調査に来たD室の室長から「土地の帳簿の面積とあなたの使用部分の面積は一致しています。使用部分が換地した土地です。」と言われた。平成28年12月にもD室の室長が来たが、同様の説明をするばかりだった。

市の説明や対応は不十分なもので納得できない。事業のためにa部分を20年以上も無償で貸したのに、所有者の権利や善意を踏みにじるような行為に強く憤りを感じる。

市からの回答

平成24年度に当時のB区長名で、本件土地に関して地元関係者と話し合って善処することの要望書がD室に提出されましたが、本件整備事業及び本件改修事業は、県営事業として実施されたもので、当時のA町役場の職員は地元耕作者及び土地所有者等との調整役（説明会の会場設定等）に過ぎなかったため、換地処分について所管しているE土地改良区を案内しました。

平成26年12月下旬、申立人がD室に来室された際も、換地処分はE土地改良区が所管していることを説明し、E土地改良区へ連絡したところ、平成27年1月中旬、E土地改良区職員が申立人に現地で「貸与の約束等について残された書類はなく、希望されるような対応はできない。」旨の説明を行い、市もその場に立ち会いました。

その後、同月下旬、同年12月中旬、平成28年1月上旬、同年2月上旬に申立人がD室に来室されており、換地処分の面積不足に関してはE土地改良区の所管になることを伝えた上で、本件土地の登記簿上の地積と「各筆換地等明細書」記載の換地面積は合致していること、法務局備付けの図面（以下「図面」という。）と航空写真で確認した現地の土地の形状等が一致していることなどの説明を行いました。それでもご納

得を得られず、E土地改良区に連絡したところ、再度、E土地改良区が本件土地の現地面積の確認を行うこととなりました。同月下旬、市や申立人等の立会いの下、本件土地の辺の長さを測り、図面とほぼ合致していることを申立人に確認していただいた上で、E土地改良区理事長名の書面で申立人へ立会い内容の報告を行いました。

同年7月中旬、申立人から、「2月に実施した測量には誤りがある。」との申出があったため、その旨をE土地改良区に伝えたところ、再度の辺長確認を稲刈り後に実施することになり、同年11月中旬、町内自治会長や元換地委員も立ち会った上で、前回と同様に、申立人と本件土地の辺の長さを確認する作業を実施し、立会人にも図面と合致していることを確認していただきました。

同月下旬、申立人から、「11月の測量は間違っている。」旨のお電話があったので、上記の内容を繰り返し説明いたしました。

申立人のご主張は、本件整備事業及び本件改修事業において余剰土置き場として使用された土地について、申立人に返還することを求めるものだと考えますが、市がこれに応じることはできません。そもそも、a部分は河川の堤防道路の一部であり、県が財産管理等を行っている土地です。この堤防道路等については、市が県から占用許可を受けて市道認定を行い、市で管理を行っていますが、処分権限を有しているのは県であり、市が土地の返還についての意思決定をなすものではありません。また、前述のとおり、本件整備事業及び本件改修事業は県営事業として行われたもので、当時のA町は調整役として携わったに過ぎず、A町役場の職員は、「工事が終了したら、すぐに余剰土を撤去して元のとおりにして返す。」との約束を行う立場にはありませんでした。この点につきましては、何卒ご理解をいただきたいと思います。市としましては、a部分を市道として管理している立場にあることなどから、できる限り、E土地改良区へのつなぎや申立人への説明などを行ってきたものです。

なお、本件整備事業の関連資料を保有するE土地改良区において、本件土地の形状、面積に関する資料として、法務局の登記簿及び図面のほか、本件整備事業に係る換地処分に伴い作成された「各筆換地等明細書」が存在することは分かっておりますが、申立人が主張される貸与に関する記録などの資料は確認できませんでした。

前述のとおり、申立人等の立会いの下、現地で本件土地の形状や面積について検証を行い、図面の辺長と現地の辺長はほぼ一致しており、登記簿上の地積と現地の面積が一致していることを確認しております。また、「各筆換地等明細書」によると、申立人がB地区に換地処分を受けられた面積と本件土地の面積（登記簿上の地積）とが一致していることも確認しております。これらを踏まえ、市では、換地処分の際に作成された図面等と現地の状況に相違はないと考え、その旨説明を行ってきました。

市としましては、申立人の主張される土地の返還について意思決定をなすものではありませんが、市が把握できる範囲内で本件土地等についての説明や現地立会い等の対応を行ってきたものであり、何卒ご理解をいただきたいと思います。

オンブズマンの判断

「市からの回答」によると、「a部分は、河川の堤防道路の一部であり、県が財産管理等を行っている土地です。…処分権限を有しているのは県であり、当該土地の返還については、市がその意思決定をなしうるものではありません。」ということです。また、本件整備事業の換地処分についても、E土地改良区の所管で市の所管ではないということです。

他組織が所管することまで市が決定することはできませんから、そうすると、「土地を返還してほしい。」旨のご相談に対して市ができることは、申立人が問題とされている換地処分について現在所管しているE土地改良区につなぎをつけること、市が知っている又は知り得た情報を申立人に伝えることぐらいしかないと考えます。

この点、市は、本件整備事業や本件改修事業は、「県営事業として実施されたもの」であり、A町の係わり方としても、役場の職員が、地元耕作者及び土地所有者等との調整役（説明会の会場設定等）をしていたに過ぎないとしながらも、できる限り、E土地改良区へのつなぎや申立人への説明などを行ってきたということです。また、本件整備事業の関連資料についてもE土地改良区へ問い合わせたということです。

市は、現地で本件土地の形状や面積について検証が行われた際に立ち会っており、本件土地の形状、面積に関する資料として存在している、①法務局に備え付けられた登記簿及び図面及び②本件整備事業に係る換地処分に伴い作成された「各筆換地等明細書」と、現地の状況に相違がないかを確認しています。具体的には、「各筆換地等明細書」記載の申立人がB地区に換地を受けられた土地の面積と本件土地の登記簿上の面積が一致していること、法務局に備え付けられた図面の辺長（図面上の長さを縮尺で割り戻して得られた数値）と現地の辺長がほぼ一致していることを確認し、本件整備事業の換地処分の際に作成された図面等と現地の状況に相違はないと考え、申立人へその旨の説明を行ってきたということです。

オンブズマンとしても、上記の各資料を確認しましたが、市が、これらの資料に基づき申立人が換地を受けられた土地と申立人が現在使用されている土地が一致していると判断したことについて、合理的な判断であると考えます。

市は、申立人の「土地を返還してほしい。」旨の相談を受けてから、E土地改良区につないだ上で、市としても、合併前のA町が本件整備事業や本件改修事業に係わりがあったことから、市が把握できる資料や現地で行われた検証を基に、換地処分や本件工事の当時の状況や実際の現地の状況をできる限り明らかにして、申立人に対して説明を行ってきたことがうかがえます。申立人が、本件工事の際の約束が果たされていないと考えられている以上、申立人の考えと異なる市の説明に納得されないお気持ちはやむを得ないものですが、市の対応や説明に不備があったとはいえません。

オンブズマンとしても、申立人の長年のお悩みが解決することを願いますが、申立人のご相談に関して、市が対応できることは限られていることをご理解ください。